

## 委託先専用防衛生産用資産に係る原価監査に関する特約条項

甲及び乙は、乙又は乙の下請負者（二次下請以降の再下請負者全てを含む。）が取得し、又は管理する専用防衛生産用資産（装備品等の特定の弾種、機種その他の特定の製品種別（量産途中に仕様書が改められたものを含む。）若しくは当該特定の製品種別を含む製品群又はこれらの部位、構成品等の製造、修理等に係る契約が行われた場合において、当該契約うち少なくとも2件以上のものの履行のために共通して、かつ、専用的に使用されるライセンス、設計、試験結果、治工具、器具・備品、機械・装置その他の固定資産又は固定資産に該当しない治工具、利用権その他の有形無形の資産であって、それらが取得された翌年度以降における生産活動にも使用されるものをいう。）に係る原価監査に関し、次の特約条項を定める。

（適用対象）

**第 1 条** この特約条項は、次の下請負者（以下「対象下請負者」という。）について適用する。

下請負者名

（原価監査の実施及び保障）

**第 2 条** [原価監査に関する特約条項名] 第○条から第○条までの規定（以下「原価監査規定」という。）は、対象下請負者に適用する。

2 乙は、[原価監査に関する特約条項名] 第○条第○項に規定する協力の一環として、原価監査規定に基づき甲が乙に対して実施することができる行為について、甲が対象下請負者に対して実施できることを保障し、これを実施させるものとする。

3 乙は、[原価監査に関する特約条項名] 第○条第○項に規定する協力の一環として、対象下請負者に係る原価監査に関し、原価監査規定に基づき乙が甲に対して提供する保障（この契約に係る作業現場への随時の立入許可を含む。）を、対象下請負者をして、乙を通じて、甲に提供させるものとする。

4 前2項の規定は、甲に対し、原価監査規定に基づき甲が乙に実施できる行為以外の行為を、対象下請負者に対し実施できる権利を与えるものと解してはならない。

（対象下請負者との取り決め）

**第 3 条** 乙は、前条各項の履行を確保するために必要な事項を対象下請負者（乙と対象下請負者との間に介在する下請負者を含む。）と取り決め、この契約の締結後、速やかに、甲に対し、その写しを添えて、当該各項の履行を確保する条件が整った旨を通知するものとする。